

【概要版】

海津市人権教育・啓発基本計画 【第3次改定版】



令和4(2022)年3月
岐阜県海津市

1 計画の策定

海津市では、平成29（2017）年に策定した「海津市人権教育・啓発基本計画（第2次改定版）」に基づき、基本理念である「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現」に向け、多岐にわたり総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を推進してきました。

しかし、少子高齢化の進展、社会構造の複雑多様化、世帯構造の変化による高齢世帯や単独世帯などの増加による家族関係の希薄化や地域社会のつながりの希薄化により様々な生活課題、福祉課題を抱える人々が増加しています。

このような社会的背景や、国・県の動向を踏まえ、本市においても人権教育・啓発を総合的かつさらに効果的に行うために、「海津市人権教育・啓発基本計画（第3次改定版）」を策定することとしました。

2 計画の目的・性格

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」、「海津市総合計画」との整合を図りながら、本市が今後、取り組むべき人権教育・啓発の推進施策に関する基本方針及び方向性を明示するものです。



本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年とします。

また、本計画の実施に際し、施策ごとにSDGsの関係開発目標を明示して、SDGs推進にも取り組みます。

3 計画の基本理念

本計画は、平成18（2006）年12月12日に採択された「人権尊重の都市」宣言に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現」をめざして策定するものです。

この基本理念は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」における人権尊重の理念及び岐阜県の「人権施策推進指針」における基本理念に準ずるものです。

基本理念
人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現

4 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養（かんよう）を目的とする教育活動」を指します。

本市の各小中学校では、人権について考える取組を継続して行うとともに、12月の人権週間に「ひびきあい集会」を位置づけて人権問題への理解を深めたり、人権意識を高めたりできるようにしています。

今後も、家庭や学校、地域社会における人権教育の充実が求められています。

【推進施策】

- 発達段階に応じた学校教育
- 人権推進関係団体への支援
- 生涯学習の充実
- 教職員研修の充実
- 学校と家庭・地域の連携の充実
- 地域活動を支える担い手の育成

【関係する SDGs の開発目標】



(2) 人権啓発

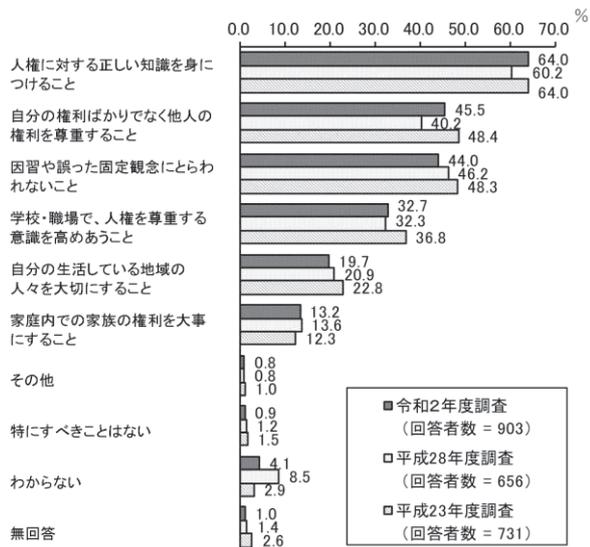
人権啓発とは、「人々に人権尊重の理念を普及させ、これに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」（人権教育・啓発推進法第2条）を指します。

本市は、平成18（2006）年12月12日に、人権尊重都市宣言をしました。しかし、依然として様々な分野における人権問題が存在し、新型コロナウイルス感染症に起因した差別など、人権にかかわる問題はより多様化しており、国、県、人権擁護委員と連携を図り、継続して人権意識の高揚を図っていく必要があります。

【関係する SDGs の開発目標】



人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについて



【推進施策】

- 「人権尊重の都市」宣言の周知
- 人権作品の募集
- 人権擁護委員活動の支援
- 人権講演会の充実
- 国との連携

5 様々な人権課題に対するの取組

(1) 女性

【関係する SDGs の開発目標】



職場における男女不平等を解消し、女性が活躍できるような取組への支援が必要です。

また、男女が対等なパートナーとして、家庭生活や仕事に参画し、同様の責任を担うためにも、固定的な性別役割分担意識を払拭し仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る社会環境づくりとあわせ、女性に対する様々な暴力を根絶するための取組が重要です。

【推進施策】

- 施策・方針決定の場における女性の参画の拡大
- 男女共同参画社会の実現に向けた啓発
- 女性等に対するあらゆる人権侵害の防止

(2) 子ども

【関係する SDGs の開発目標】



「海津市総合教育会議」などの機能強化を図るとともに、家庭・学校・地域が連携し、地域社会全体の取組による子育て家庭への支援体制が求められています。

今後も、人権尊重の教育の充実による人権感覚を身に付けた子どもの育成に努め、いじめや虐待の早期発見、未然防止をめざした体制づくりが必要です。

【推進施策】

- 子どもの権利についての啓発
- 子どもの人権意識の育成
- 児童虐待の防止と早期対応
- いじめ等に対する取組の推進

(3) 高齢者

【関係する SDGs の開発目標】



生涯を健康で生きがいを持ちながら地域の中でいきいきと暮らせるよう、高齢者の経済的な自立と、能力やその経験をいかした社会参加への支援が必要です。

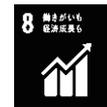
【推進施策】

- 高齢者の人権についての啓発
- 高齢者の社会参加機会の拡充
- 相談体制の充実
- 高齢者の学習機会の充実
- 高齢者の就労機会の拡大
- 高齢者の権利擁護
- 高齢者への情報提供の充実

(4) 障がいのある人

【関係する SDGs の開発目標】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供により、生活の場・雇用の場・社会活動の場の確保に努めるとともに、保健・医療・福祉サービスの量的、質的な充実を図ることが必要です。



【推進施策】

- 発達障がい児(者)への支援の充実
- 障がいのある人の就労機会の拡大
- 障がいのある人の権利擁護
- ともに学び、互いを尊重しあえる学校教育の推進
- 障がいの有無にかかわらず暮らしやすい社会基盤の整備推進
- 相談支援体制等の強化

(5) 部落差別（同和問題）

【関係する SDGs の開発目標】

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。



部落差別（同和問題）の早期解決をめざして、市民一人ひとりが正しい認識と理解を深め偏見や差別意識の解消を図るための取り組みが必要です。

【推進施策】

- 部落差別（同和問題）についての啓発
- 人権・同和教育の充実
- インターネット上の人権侵害の解消
- えせ同和行為の排除

(6) 外国人

【関係する SDGs の開発目標】

外国人と日本人が地域の中で共に生活する多文化共生社会を実現するためには、国際的視野に立ち、異なる文化、生活習慣及び価値観をお互いに認識し、尊重し合う意識や態度を育くみ、また、日本語能力の不十分さによる地域社会でのトラブルを防ぐために、日本語学習の機会や相談窓口の充実、多言語での情報提供など日常生活に対する支援、また、外国籍の児童生徒に対する学習支援を図ることが必要です。



【推進施策】

- 外国人の人権についての啓発
- 関係機関・団体との連携の強化
- 多言語化の推進
- 日常生活に対する支援の充実

(7) 感染症患者等（HIV・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等）

【関係する SDGs の開発目標】



感染症に対する理解や認識がまだまだ不足している現状がみられ、患者や元患者、家族、感染症に対応する医療従事者やその家族などの人権に十分に配慮しながら、従来からある感染症に対してだけではなく、新型コロナウイルス感染症についても、正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消、人権尊重の意識の高揚を図る啓発や相談体制の充実が必要です。

【推進施策】

- HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等に関する啓発
- 新型コロナウイルス感染症に対応する従事者の人権に関する啓発
- 人権教育の充実 ○相談体制の充実 ○医療機関等との連携

(8) 刑を終えて出所した人

【関係する SDGs の開発目標】



刑を終えて出所した人が地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の更生への強い意欲と家庭、職場、地域など周囲の支援が大切であり、差別や偏見を持たない確かな人権感覚を身につける啓発を行うなど、復帰しやすい環境づくりに努めることが必要です。

【推進施策】

- 刑を終えて出所した人に関する啓発 ○相談・支援体制の充実

(9) 犯罪被害者等

【関係する SDGs の開発目標】



犯罪被害者やその家族などの人権が侵害されるケースは様々ですが、プライバシーの保護を基本とした啓発はもちろんのこと、学校教育、生涯学習を通じて犯罪被害者とその家族の人権に対する理解や認識を深める教育が必要です。

また、犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制の充実が必要です。

【推進施策】

- 犯罪被害者等のプライバシーに配慮した取材や報道の啓発
- 犯罪の二次的被害に関して理解を深める教育の推進 ○相談・支援体制の充実

(10) インターネットによる人権侵害

【関係する SDGs の開発目標】



インターネットによる人権侵害を防止または解決するために違法な情報発信者に対する取締りや個人情報保護を強化するとともに、利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発の推進やインターネット上の人権侵害などに関する問題に対して、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

【推進施策】

- 情報と人権侵害との関連についての啓発
- 個人情報保護の推進
- 情報教育の推進
- 公式 SNS の適切な運営

(11) 北朝鮮当局による拉致問題等

【関係する SDGs の開発目標】



北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害問題の解決は重要な課題であり「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～12月16日）が設けられるなど、啓発が進められており、この問題への関心と認識をさらに深める必要があります。

【推進施策】

- 拉致被害者の人権についての啓発

(12) その他の人権

【関係する SDGs の開発目標】



<アイヌの人々>

アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見・差別の問題にも結びつくものです。少数者であることを理由にアイヌの人々の独自の文化、習慣を否定することがないよう、一人ひとりが理解を深めることが必要です。

<ホームレス>

ホームレスの問題は個人の責任だけに帰すのではなく、社会全体の課題として考え、ホームレスへの偏見や差別の解消に向け、地域の理解や協力を深めるとともに、関係機関と連携した相談や自立に向けた支援、救済活動が求められています。

<性同一性障がい>

性同一性障がいとは、生物学的な性と性の自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいいます。偏見や嫌がらせ、差別等の社会生活上の制約の解消に向け、正しい知識の普及や、偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組む必要があります。

【推進施策】

- 人権についての啓発活動の充実
- 人権相談の充実

6 計画の推進

本市では、市長を本部長とし、市役所部局長によって構成される「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」を設置し、様々な人権施策を推進するにあたって、「人権尊重の都市」宣言に基づき、人権教育・啓発活動の総合的かつ計画的な推進を図ります。また、市民団体の代表者と市役所関係部局から成る「海津市人権・同和行政問題協議会」への情報提供や人権・同和行政に関する意見聴取を行い、人権・同和行政の効果的な推進に努めます。

また、人権教育・啓発の推進にあたり、国、岐阜県などの関係機関と連携を図り、それぞれの目的に向けて協力するため、人権に関わる団体などに対して、それぞれの人権施策の取り組みに対する役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力体制の構築を図ります。

「人権尊重の都市」宣言

人権は、すべての人が幸福な生活を営むために、生まれながらにして持っている権利であり、将来にわたって保障されるものでなければなりません。

私たち海津市民は、一人ひとりが人権意識を高め、お互いの人権を尊重し合い、差別のない明るく住みよいまちの実現をめざします。

ここに海津市を「人権尊重の都市」とすることを宣言します。

平成十八年十二月十二日
岐阜県海津市

海津市人権教育・啓発基本計画（第3次改定版） 概要版

発行年月：令和4（2022）年3月

発行：岐阜県 海津市

編集：市民環境部 市民活動推進課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515

電話：0584-53-3194（直通）

FAX：0584-53-1598